

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	2. 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html

執行機関名 世田谷区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 教育委員会の部第2の項 児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	世田谷区就学援助実施要綱 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の趣旨と予算に基づいて世田谷区が実施する就学援助(以下「区の援助」という。)に関して、手続き、条件及びその他事務処理上の基本的事項を定めることを目的とする。 (学校教育法第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。)
独自利用事務の関連規範		世田谷区就学援助実施要綱(平成16年4月1日世教学発第267号)